

中山間地域の整備に関する施策の充実について

高齢化や人口減少により疲弊している中山間地域の再生や、市町村合併における地域間の公共施設格差の是正を促進するため、次の事項を実現するよう要望する。

- 1 新過疎法の制定にあたり、過疎地域の指定は、財政力指数を基準とした市町村単位の指定ではなく、「町村合併促進法」が施行された昭和28年以降の合併により、現市域の一部となった地域を指定単位とすること。
- 2 「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に規定する辺地の要件を緩和すること。
- 3 中山間地域においては、相続を原因とする所有権移転登記がなされない場合が多く、用地取得にあたり、所有者の把握や地権者の合意に多大な時間と労力を要している。用地取得の遅れから施設整備に支障をきたしているため、長期間相続登記がなされていない土地について、早期に利活用するための供託等による土地の使用制度を創設すること。